

整備効果

○整備効果1 交通渋滞の緩和

新宿副都心周辺部の道路ネットワーク形成に寄与し、自動車交通の分散が図られ、交通混雑の緩和が期待されます。

○整備効果2 地域の防災・安全性の向上

新たに道路としての空間が生まれることにより、災害時の避難路の確保や緊急車両の進入路及び延焼遮断帯として、地域の防災性、安全性の向上が期待されます。

(図5参照)

○整備効果3 安全で快適な歩行者空間、良好な都市景観の創出

電線類を地下に埋めることで防災機能の強化や安全で快適な歩行空間・良好な都市景観の創出が期待されます。また、低騒音舗装を行い、車両走行による騒音の低減を図ります。(図6参照)



図5 延焼遮断帯イメージ



図6 低騒音舗装イメージ

平成27年10月発行

○編集・発行

東京都第三建設事務所 工事第一課 東京都中野区中野4-8-1 中野区総合庁舎2階
<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/sanken/index.html>

○問い合わせ先

事業の計画・設計に関すること(設計担当) 03-3387-5349
 事業中の工事に関すること(工事担当) 03-3387-5360
 ※問い合わせ時間は「平日9時～12時、13時～17時」を基本とします。

平成27年度
登録6号

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

環状第4号線(余丁町・河田町区間)

東京都市計画道路整備事業のあらまし

日頃より、環状第4号線(余丁町・河田町区間)の用地取得並びに工事にご理解・ご協力頂きまして誠にありがとうございます。

本事業区間は、平成11年の事業説明会の後、平成13年に用地説明会を行い、新たな道路となる用地の取得を進めてきました。その後、道路工事に着手し、これまでに擁壁や埋設管(下水道他)等の道路関連の工事を進めてきました(平成27年9月現在)。また、交通管理者(警視庁)との協議をとりまとめ、車道や歩道、植樹帯等の位置を最終決定しました。

このたび、東京都市計画道路整備事業のあらましとして、道路の計画や整備効果等の内容を本紙に簡単にまとめましたので、お知らせいたします。なお、不明点等がありましたら、末尾の問い合わせ先までご連絡を頂けると幸いです。

事業の概要

環状第4号線は、港区高輪三丁目の放射第19号線(第一京浜)を起点とし、江東区南砂三丁目(放射第16号線)を終点とする延長約2.9kmの都市計画道路です。

本事業区間は、環状第4号線のうち、新宿区余丁町の放射第6号線から新宿区河田町の放射第25号線の区間(延長L=330m)について、道路を新設するものです。

(図1、2、表1 参照)

表1 環状第4号線(余丁町・河田町区間)の概要

都市計画道路名	東京都市計画道路幹線街路環状第4号線
延長及び区間	延長: 約330m ・起点: 新宿区余丁町 ・終点: 新宿区河田町
車線数	往復4車線
道路幅員	27~30m (放射第25号線側の交差点付近が30m)

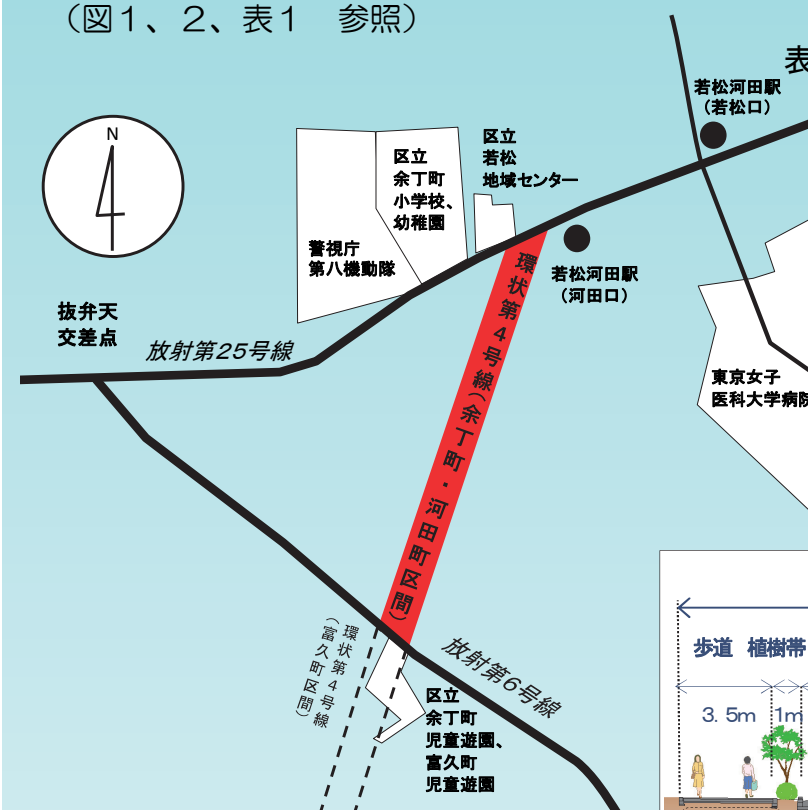


図1 案内図



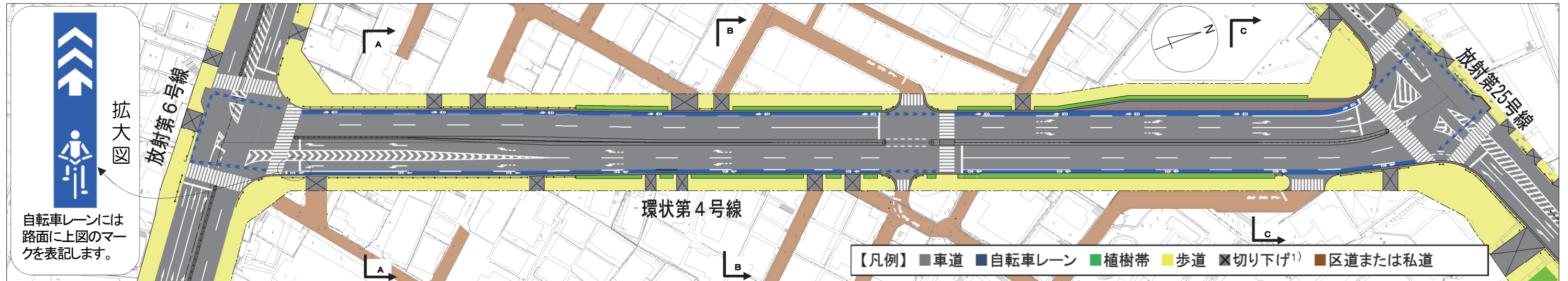
図2 標準的な断面図

道路の計画図

※図はイメージ

本事業区間の道路計画図は、図3の計画平面図及び断面図となります。

また、本事業区間の地形は起伏が大きく、道路を新設するのに伴い高低差が生じるため、民地（宅地等）と道路との境界に擁壁が必要となる箇所があります。なお、工事の際には、宅地等をお借りすることがあります。その時は事前にご相談に伺います。よろしくお願いいたします。

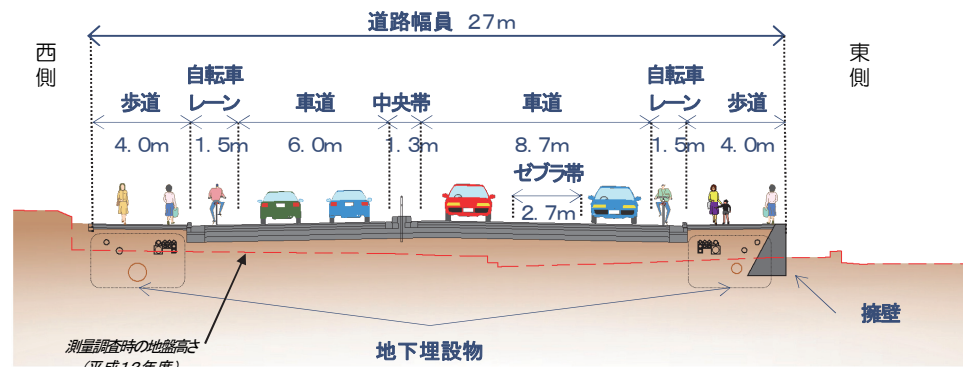


・備考：環状4号線周辺の宅地は平成12年度の測量結果であるため、現在とは異なる場合があります。また、歩道の自転車利用は「①13歳未満の子ども、②70歳以上の高齢者、③身体の不自由な方、④安全確保のため歩道を通行することがやむを得ないとき等」に可能です。（参考：道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条）

・なお、今後、環状4号線（富久町区間）及び放射第25号線の4車線化に伴い、南北両端の本事業区間の交差点の車線構成は変更します。

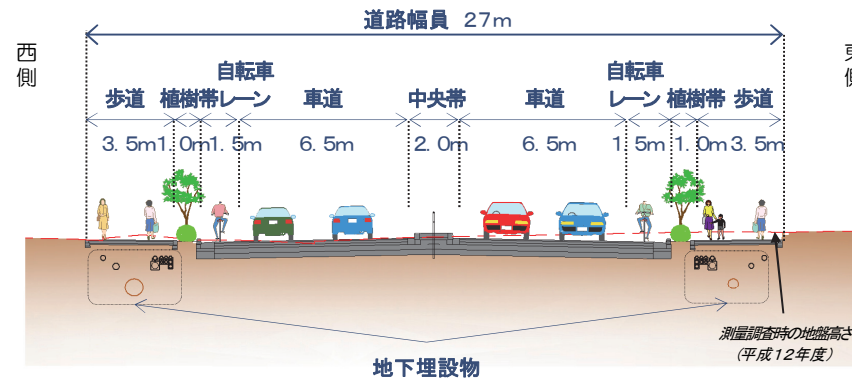
・1) 切り下げは、区道または私道並びに宅地から環状第4号線に自動車が出入りできる箇所を指します。今後、私道や宅地からの切り下げは、書面による手続きが必要です。

■A-A断面



・道路整備後の路面は、測量調査時（平成12年度）の地盤高さよりも、「最大約1.3m高く」なります。

■B-B断面



・道路整備後の路面は、測量調査時（平成12年度）の地盤高さよりも、「最大約0.3m低く」なります。

■C-C断面



・道路整備後の路面は、測量調査時（平成12年度）の地盤高さよりも、「最大約5m高く」なります。

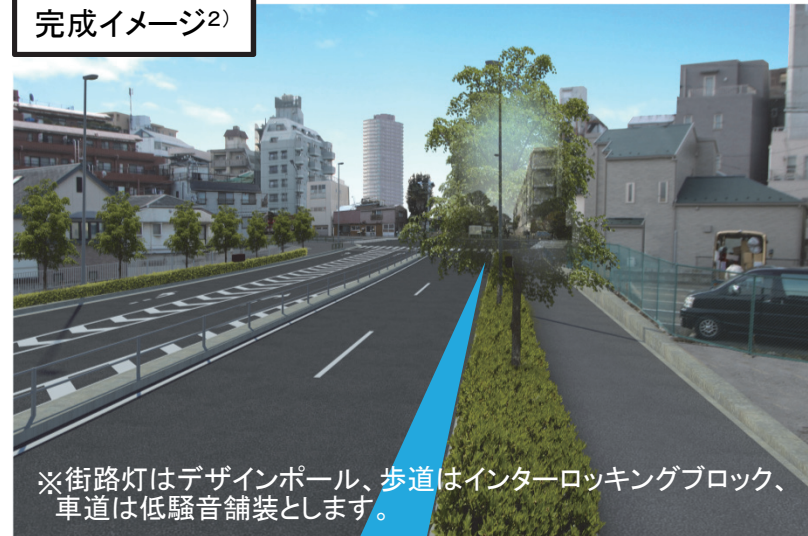
・なお、本断面（C-C断面）は平成25年度に「道路整備後の路面と同程度」となっています。

図3 計画平面図及び断面図（上：平面図、下：断面図）

現況（平成27年4月撮影）



完成イメージ²⁾

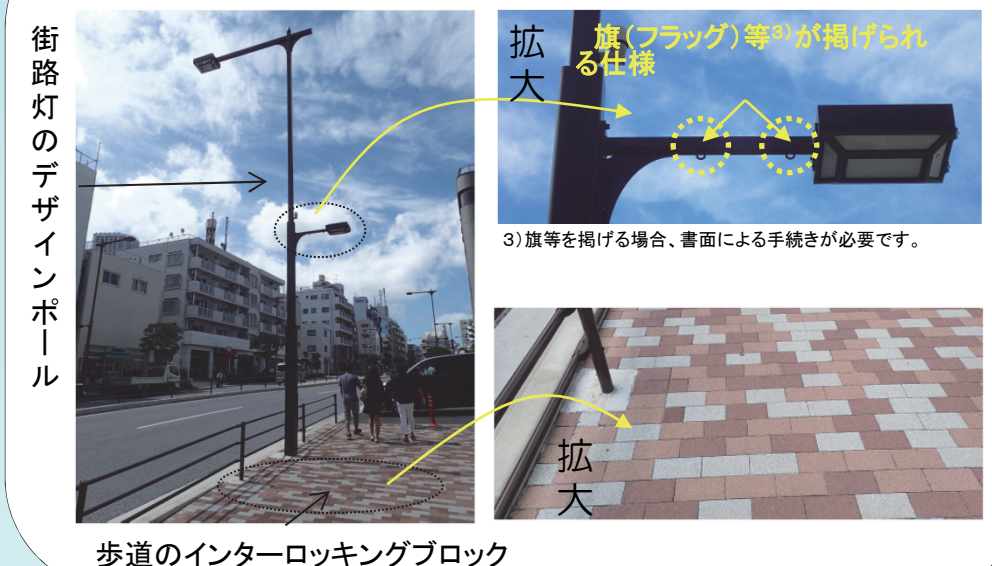


※街路灯はデザインポール、歩道はインターロッキングブロック、車道は低騒音舗装とします。

・2) 完成イメージは平成23年11月撮影写真をもとに作成

図4 現況と完成イメージ

街路灯のデザインポールと歩道のインターロッキングブロックの例 【放射第6号線（平成27年9月撮影）】



3) 旗等を掲げる場合、書面による手続きが必要です。